

農家レストランの農用地区域内設置の容認

(農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令 令和2年農林水産省令第13号)

規制改革の内容

見直し前

農用地区域内では、農家レストランの設置はできない。

見直し後

一定の要件を満たす農家レストランについて農用地区域内に設置を可能とする。

(要件)

農業者が設置・管理するレストランであって、

- ① 自己の生産する農畜産物 又は
- ② 自己の生産する農畜産物及び施設が設置される市町村内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供するもの

効果

- ・農業の6次産業化の推進
- ・所得向上
- ・雇用の確保

規制改革の事例

○新潟市の例

ラ・トラットリア・エストルト

平成28年5月にオープン。フルーツマトや越後姫（いちご）などの自社生産の野菜等や、地元の食材を使ったパスタ、ピザなどを提供



○愛知県の例

サンセットウォーカーヒル

平成30年4月にオープン。自社生産のいちごや地元の食材を使った、風景も楽しめるレストラン

